

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構
定款4条第(3)号及び44条に基づく
第三者機関としての独立性、透明性、実効性に関して
(答 申)

2012年3月31日

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構
諮問委員会

答 申 書

2012年3月31日

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構
代表理事 堀部政男 殿

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構
諮問委員会 委員長 園田 寿

2011年11月10日付け諮問にありました以下の諮問事項について、諮問委員会において慎重に検討を行った結果、別記のとおり答申します。

記

【諮問事項】

平成23年4月1日から9月30日の期間において、

1. 理事会、基準策定委員会、審査・運用監視委員会が、会員を含む事業者及び行政等の干渉を受けず、各組織の権限と責任に基づいて活動を行っているかにつき、組織運営の独立性について検討願いたい。
2. EMAの活動について、広くかつ正しく社会的認知を受けるために適切な情報公開を行っているかに関する透明性への取組について検討願いたい。
3. EMAの「コミュニティサイト運用管理体制認定制度」における実効性について、関係資料及び関係各所における統計資料より検討を願いたい。

以 上

別記

目 次

答申	5
1. 理事会、基準策定委員会、審査・運用監視委員会が、会員を含む事業者及び行政等の干渉を受けず、各組織の権限と責任に基づいて活動を行っているかにつき、組織運営の独立性について検討願いたい。	5
2. EMA の活動について、広くかつ正しく社会的認知を受けるために適切な情報公開を行っているかに関する透明性への取組について検討願いたい。	6
3. EMA の「コミュニティサイト運用管理体制認定制度」における実効性について、関係資料及び関係各所における統計資料より検討を願いたい。	7
検討にあたり確認した主な資料等	10
(資料) 諮問	11
一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構 諮問委員会 委員	12

答 申

1. 理事会、基準策定委員会、審査・運用監視委員会が、会員を含む事業者及び行政等の干渉を受けず、各組織の権限と責任に基づいて活動を行っているかにつき、組織運営の独立性について検討願いたい。

[所見]

(1) 事業者からの独立性

定款上、各委員会の委員はサイト運営事業に関し利害関係を有しないことが要件とされている。また、理事の過半数についても同様の要件が課されている上に、諮問期間においては上記利害関係を有する者は、理事に就任していなかった。以上より、事業者からの理事会及び各委員会の人的独立性は確保されていると評価できる。

諮問期間中の決算においては、規模の特に大きい少数の事業者からの会費及び事業収入が、収入全体の半分以上に及んでいる。こうした状況はコミュニティサイト事業の市場構造を反映するものでやむを得ない面があり、また、独立性を担保する他の手段があることから、こうした状況によって直ちに審査、認定、運用監視、基準策定等に関して、事業者からの独立性が損なわれているとは認められないが、一般論的には望ましくはなく、今後、収入構造の多様化の方策が検討されるべきである。

また、公開されている審査・運用監視に関わる料金表において、上述のような大規模事業者については料金表記載の範囲を超える規模であることから個別見積りによって料金を定めるとされていたが、諮問期間中において個別見積りの算定法が理事会において明確にされた点は、評価できる。

(2) 行政機関からの独立性

定款上、理事や各委員会委員について、EMAの活動に関係する行政機関の審議会委員等との兼任を制限する規定は存在せず、実際にも、こうした兼任の事例は多数存在する。このような状況は望ましいとは言えないが、理事会及び各委員会の議事録を見る限り、それによって直ちに理事・委員の発言が行政機関を代弁するものとなり、EMAの独立性が損なわれているとは認められない。EMAの活動に関わる分野について専門的な知見を有する者は必ずしも多くはないことから、やむを得ないものと考えられる。ただし、引き続き広く人材を求める努力が必要であると認められる。

2011年2月より、EMAは警察庁との合意に基づき、同庁よりコミュニティサイト等に起因する性的犯罪被害に係る情報等の提供を定期的に受けることとなった。この情報はまずは事務局が受領して審査・運用監視室に伝達し、同室からそのまま審査・運用監視委員会に提出され、同委員会においては、あくまで業務の参考情報として利用するにとどめてい

る。したがって、EMA が情報面で行政機関に依存することとなり、ひいては審査、認定、運用監視、基準策定等に関して独立性が損なわれているとは認められない。

(3) その他の団体・組織等からの独立性

上述の警察庁からの情報提供のほか、インターネット・ホットラインセンター、日本音楽著作権協会（JASRAC）、日本レコード協会（RIAJ）からも、それぞれ違法・有害情報及び違法音楽著作物に関する情報、違法複製物に関する情報の提供を受けることとなったが、提供された情報の扱いは上記の警察庁からの情報と同様であり、こうした情報提供を受けることによって独立性が損なわれているとは認められない。

(4) EMA 内部組織相互の独立性

定款上、これまで、理事会及び各委員会は相互に独立して活動することとされていたが、2011 年の定款改正により、これまで理事会が定めていた各委員会の規則を、各委員会が定めることとされた。これは、内部組織相互間の独立性を強化するものとして評価できる。

他方、基準策定委員会と審査・運用監視委員会との間では、検討依頼書及びこれに対する報告書という形で、書面によるやりとりが行われてきた。このような方式は、内部組織相互間の独立性、透明性を確保する上で重要なものと評価できる。しかし、こうした方式は、明文の規定に基づくものではない。そもそも、内部組織相互間の関係を定めた明文の規定は存在しないのであり、今後、明文化の是非を含めて検討がなされることが望ましい。

[改善を求める点]

以上の通り、全体として独立性は保たれていると評価できるが、以下の点について改善を図りたい。

- ・収入構造の多様化の方策を検討されたい。
- ・内部組織相互間の関係を定めた明文規定について、明文化の是非を含めて検討されたい。

2. EMA の活動について、広くかつ正しく社会的認知を受けるために適切な情報公開を行っているかに関する透明性への取組について検討願いたい。

[所見]

当委員会は、本諮問事項にいう「透明性への取組」とは、EMA の活動に対する社会の適切かつ広範な理解を促すための広報の取組みを意味するものとして検討を行った。

(1) 広報活動の現状について

まず前提として、必要な情報が一般に公開されているかどうかが問題となるが、EMA のウェブサイトにおいては、機構情報、設立関連、会員情報関連、広報関連（プレスリリース及び事務局通信）、認定関連、意見募集、啓発・教育関連、その他といった多くの項目に渡って情報が公開されている。これによって EMA に関心を寄せる人々がこのウェブサイトにアクセスすることにより詳細な情報を入手することが可能となっており、この点は十分に評価できる。しかし、このように能動的に情報を入手しようとする人々は少数であり、これをもって十分な広報がなされているとは言えない。

したがって、問題は、このような少数の能動的な人々以外に対する広報である。当委員会においては、EMA の存在自体の認識がなかったり、認識があったとしても「EMA 認定サイトであっても児童の被害が多く生じている」という統計発表に由来する誤解をもっている人々に対して広報努力を行うことが重要であるという認識で一致し、EMA において、適切かつ広範な社会的認知を受けるためにどのような積極的な努力がなされているかということについて検討がなされた。具体的には、ターゲット（専門家、マスメディア、学校、保護者、児童など）ごとに適切な広報手法が用いられているか、関係機関、団体との連携が十分かといった問題提起がなされた。

（２） 広報の体制について

もっとも、当委員会の審議の重点は、個別の広報手法についてよりも、EMA の広報体制のあり方自体におかれた。現在、広報活動は、理事会の指揮監督の下、事務局において行われているが、理事会においても事務局においても、広報の担当者はいるものの責任者は置かれておらず、また、一貫した広報の方針も策定されていない中で、時々々の状況に応じて対応しているのが実態である。また、広報活動の効果を一定期間ごとに検証して改善するプロセスが確立しているとも言い難い。このような現状については、改善の必要があると認められる。

[改善を求める点]

以上より、理事会においては、担当組織の整備、行動計画の策定、効果の検証・改善プロセスの整備、予算措置など、広報に係る体制整備のための方策を検討されたい。

3 . EMA の「コミュニティサイト運用管理体制認定制度」における実効性について、関係資料及び関係各所における統計資料より検討を願いたい。

[所見]（１） 統計資料から見た実効性について

EMA の認定制度は、サイト事業者からの申請に基づき、フィルタリングをかけていても青少年の利用に配慮した運用管理体制が EMA の認定基準を満たしている場合、認定サイトと

してアクセス制限の対象外とすることでフィルタリングの改善を行うとともに、フィルタリングの普及に寄与するためのものであり、この目的を前提に検討を行った。

当委員会の審議においては、コミュニティサイトに起因する児童の犯罪被害の統計は社会的にインパクトがあるが、前述の通り、EMA はサイトの運用管理体制を審査することを任務とし、被害統計すなわち結果そのものに直接責任を負う立場にないこと、改善措置と統計との間にはタイムラグがあること、から、結果の重要性は踏まえつつも、主として、成果をあげるためにどのような取り組みをすべきか、という視点から評価すべきではないか、という基本認識を有するに至った。

その上で、警察庁の発表によれば、2011 年上半期における、コミュニティサイトを利用して児童が犯罪被害にあった事犯の検挙件数が前年同期と比べてわずかではあるが減少したこと、また、EMA にとってより重要なことに、被害児童の 93.9%がフィルタリング未加入であり、他方、フィルタリングに加入したうえで EMA 認定サイトを利用した児童が被害にあうケースはごくわずかであるということであった。したがって、この意味では、EMA のコミュニティサイト運用管理体制認定制度の実効性は高いと評価することができる。

他方で、フィルタリングに加入していない児童も依然、相当割合で存在しており、その観点からは、実効性が十分ではないという見方も可能である。したがって、引き続きフィルタリング普及の努力を続ける必要がある。

(2) 審査・運用監視における実効性について

審査における実効性については、まず、厳正な審査がなされているかどうか、また、急速に変化する児童のインターネット環境に即応して基準を適正に改正できたかどうかが問題となる。前者の点については、制度開始より諮問期間終了時までの認定付与率、認定継続率がそれぞれ 66.3%、57.9%であることから示される通り、厳正に行われていると判断できる。

後者については、スマートフォンの急速な普及などに対応して、コミュニティサイト運用管理体制認定基準が、パブリックコメントをも含む適切な手続により、諮問期間中に3度にわたり改正されたことは、実効性の観点からは高く評価できる。

運用監視における実効性については、定期レポートや臨時対応による運用監視活動が従来から行われてきており、問題のある認定サイトに対しては現に粘り強く指摘を繰り返して改善させるなど、実効的な取組みがなされていると評価できる。

また、警察庁等から提供を受けた情報を認定サイト事業者に提供し、自己評価の提出を求めるといった取組みが行われるようになり、より実効的な運用監視体制となっていると認められる。

[改善を求める点]

以上の通り、全体として実効性は保たれていると評価でき、改善を求める点は特段認め

られない。

以上

検討にあたり確認した主な資料等

- ・ 諮問書
- ・ EMA 定款
- ・ 同「上半期決算報告書（第4期）」
- ・ 同理事会、各委員会議事録
- ・ 同「コミュニティサイト運用管理体制認定基準」（2011年7月6日）
- ・ 同「コミュニティサイト運用管理体制認定基準概説書」（2011年5月26日）
- ・ 同「審査・運用監視細則」（2009年9月9日）
- ・ 同「EMA コミュニティサイト運用管理体制認定制度 審査・運用監視に関わる料金」（2011年9月2日）
- ・ 同「警察庁から EMA への情報提供について」（2011年2月7日）
- ・ 同「協力団体から EMA への情報提供について」（2011年2月7日）
- ・ 同「コミュニティサイト運用管理体制認定制度 2011年度上半期審査・運用状況のご報告」（2011年11月30日）
- ・ 警察庁・EMA「コミュニティサイト等における児童の性的犯罪被害に係る情報の定期的な提供について」（2011年2月7日）
- ・ 警察庁「平成23年上半期の出会い系サイト等に起因する事犯の検挙状況について」（2011年9月8日）
- ・ 同「コミュニティサイトに起因する児童被害の事犯に係る調査結果について（平成23年上半期）」（2011年11月9日）
- ・ EMA ウェブサイト
- ・ 事務局ヒアリング
- ・ 審査・運用監視室ヒアリング

以 上

(資料)

諮 問

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構
諮問委員会 委員長 園田 寿 殿

当機構の定款4条第(3)号及び44条に基づき当機構の活動に関し、下記事項について諮問します。

平成23年11月10日

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構
代表理事 堀部 政男

記

平成23年4月1日から9月30日の期間において、

1. 理事会、基準策定委員会、審査・運用監視委員会が、会員を含む事業者及び行政等の干渉を受けず、各組織の権限と責任に基づいて活動を行っているかにつき、組織運営の独立性について検討願いたい。
2. EMAの活動について、広くかつ正しく社会的認知を受けるために適切な情報公開を行っているかに関する透明性への取組について検討願いたい。
3. EMAの「コミュニティサイト運用管理体制認定制度」における実効性について、関係資料及び関係各所における統計資料より検討を願いたい。

以 上

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構 諮問委員会 委員

(敬称略 2012年3月31日現在)

委員長	甲南大学法科大学院 教授	園田 寿
委員長代行	上智大学 教授	音 好宏
委員	社団法人全国消費生活相談員協会 常任理事	石田 幸枝
委員	安心ネットづくり促進協議会 副会長 社団法人 日本 PTA 全国協議会 顧問	曾我 邦彦
委員	京都大学大学院 准教授	曾我部 真裕